

議案第38号

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約の変更契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、平成30年第2回定例会議案第51号をもって議決された木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業に係る契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、同条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月12日提出

木津川市長 谷口 雄一

記

- 1 契約の目的 木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備PFI事業第6回
変更契約
- 2 変更事項 変更前の契約金額 1,515,657,309円
変更による増額分 972,035円
変更後の契約金額 1,516,629,344円
- 3 契約の相手方 京都府木津川市山城町椿井伊賀落26番地3
木津川学校空調サービス株式会社
代表取締役 小倉 貴次

参考資料（議案第 38 号）

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る契約の変更契約の締結について

1 契約変更の説明

木津川市立小中学校及び幼稚園空調設備整備 P F I 事業契約書第 6 9 条及び別紙 1 2 に基づき、維持管理のサービス対価の改定を行ったため変更契約を行うものです。

2 契約変更の内容

維持管理のサービス対価

変更前 388, 169, 574 円

変更後 389, 141, 609 円